

## 郵便受付に関する事項

令和6年9月2日  
佐世保市農林水産部 農政課  
卸売市場管理事務所

公告のとおり受付日単位の先着順で土地の売却を実施しております。  
「5 優先順位の決定」「9 申込みの無効」については特に留意してください。

### 記

- 1 公 告 番 号 佐世保市 公告 第296号
- 2 名 称 水産加工団地土地売却
- 3 売却対象土地 長崎県佐世保市大潟町196番22他（5区画）  
区画②（大潟町196番22）  
区画③（大潟町196番23）  
区画④（大潟町196番17）  
区画⑤（大潟町196番18）  
区画⑥（大潟町196番19）  
詳細は公告、物件調書（1期区画）、現況平面図のとおり
- 4 受付期間 ①水産加工業、冷藏冷凍倉庫業の方→隨時受付中。  
②上記以外の方で、水産物の流通に関する事業で且つ港湾関連用地規制に合致する業種の方  
→令和6年9月18日（水）から受付日単位の先着順にて申込受付開始  
①②いずれも申込期限は令和8年6月17日まで
- 5 優先順位の決定 申込資料（申込要領（1期区画）に添付の様式①、①-1、②、③）を「長崎県佐世保市千尽町1-20 卸売市場管理事務所」宛に書留で郵送して下さい。操業予定の業種や購入代金で優先順位を決定します。（順位決定の例は下記のとおり）

#### （例1） 受付日単位の例（業種で優先順位が判断できる場合）

A社 受付日 9月18日 … 審査順位②（水産物の配送センター）  
B社 " 9月18日 … 審査順位③（その他の水産物流通にかかる事業）  
C社 " 9月18日 … 審査順位①（水産加工業）

#### （例2） 同日に同業種の受付が複数の場合

A社 受付日 9月18日 … 水産加工業 → 價格が高い 審査順位①  
B社 " 9月18日 … 水産加工業 → 價格が低い 審査順位②

#### （例3） A社、B社が同日受付、同一区画、同額提示で、審査も通過した場合

A社 受付日 9月18日 … 

水産加工業
-------

 → 

同額
----

 → 

審査通過
------

 → 

抽選
----

  
B社 " 9月18日 … 

水産加工業
-------

 → 

同額
----

 → 

審査通過
------

 → 

抽選
----

## 6 郵便受付に関する詳細

- (1)郵便受付の封筒に、申込要領に記載の必要資料を封筒に入れ、封印し、封筒表面に件名  
(例：区画④希望の場合は、「水産加工団地土地売却（区画④ 佐世保市大潟町 196 番 17）」、「購入申込（又は賃貸借申込）」と記載し、佐世保市長宛の「親展」で書留郵便（一般書留又は簡易書留）としてください。封筒の宛名は「〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町 1-20 卸売市場管理事務所」とし、封筒裏面には差出人の住所と会社名を記入して郵送してください。
- (2)書留（一般書留又は簡易書留）以外は無効とします。
- (3)申込みは代表者名（契約締結権限者）で行って下さい。代理人名による申込みは認められません。また、必要資料に代表者印がないものは受理できません。
- (4)提出前に連絡を頂ければ、申込状況、審査中、契約手続中など状況をお伝えすることは可能です。但し、確認時に申込が 0 件であっても、既に他の者が郵送していた場合もございます。ご理解ください。
- (5)購入に際し、ご質問がある場合は対応いたします。但し、質問によっては回答に時間を要し、先着順受付の順位に影響を及ぼす可能性もありますことをご了承ください。
- (6)賃貸借契約での活用希望の方は、操業予定の業種などが活用条件（購入時の条件と同じ）と合致し、且つ、賃借料に問題がなければ、郵便にて申込を行って下さい。  
(同日に複数名から賃貸借の申込みがあった場合の対応は、土地購入時と同じです。なお、同日に土地購入と賃貸借申込があった場合は、購入者を優先します。)

7	売却価格 賃借料	公告に記載のとおり <u>（同額以上でしか売却できません。）</u> 佐世保市公有財産使用料条例に基づく算出額
---	-------------	--

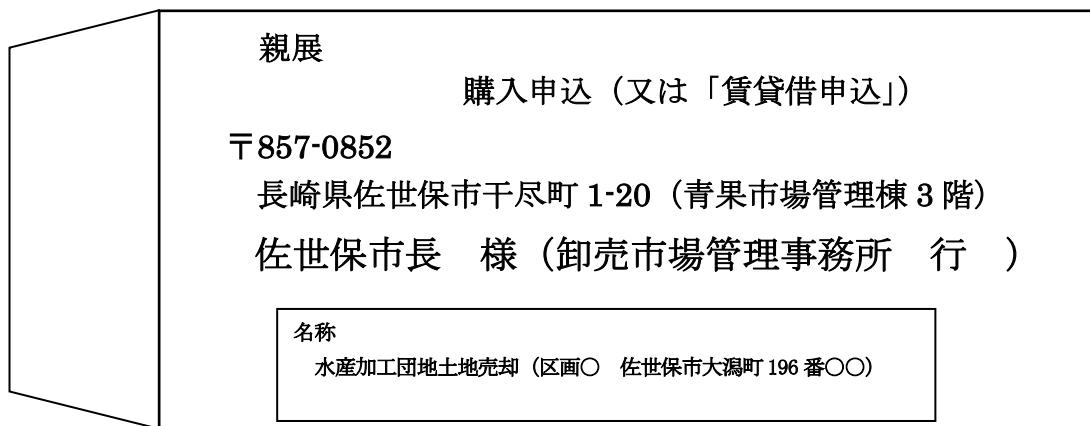
## 8 申込みの無効

- (1) 次の各号に該当する申込みは無効とします。
- (ア) 直接持参、もしくはFAX等での申込み。
- (イ) 参加資格がない者の申込み。（公告記載の購入（又は賃貸借）条件を満たさない者）
- (ウ) 申込資料（申込要領（1期区画）に添付の様式①（又は①-1）②③）の不足。
- (エ) 申込資料（様式①）に記載する価格が売却価格未満のもの、価格の記載がないもの、価格を訂正したものの、価格が判別しにくいもの、区画、地番等を記入していないもの。
- (オ) 申込資料（様式①、①-1、②、③）に代表者の印がないもの、記載すべき項目に記載がないもの。
- (2) その他（措置解除後、改めて申込みを行って下さい）
- (ア) 他の案件において、佐世保市指名停止措置、指名除外措置または入札参加規制を受けた場合、また、役員等が拘禁刑に処されている又は起訴されている場合等については、購入を認めないものとする。
- (イ) 申込み～審査～契約締結日までの間に、佐世保市停止措置、指名除外措置又は入札参加規制を受けた場合。

## 郵便申込封筒記載要領

- ①書留郵便（一般書留、簡易書留）で行わなければならず、持参、FAX等による提出は認めない。
- ②封筒の規格等は指定しない。

（表面）



（裏面）

